

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に伴う電気料金の特別措置のお知らせ

拝啓 平素は弊社電力供給サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、2022年12月21日、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に採択されました。本事業は、小売電気事業者（弊社）を通じて国が定める条件によりお客様の電気使用量に応じた電気料金の値引きを行い、国がその原資を支援するものです。なお、本事業による値引きに際して、お客様ご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。詳細につき下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1.対象のお客様

弊社「電気需給約款（低圧）」に基づき低圧の電気の供給を受けるお客様*に適用いたします。

適用に際してお客様にてお手続きや弊社へのご連絡は不要でございます。

*対象プラン：Sプラン、オール電化プラン、低圧電力プラン、ドライバースプラン、ホームプラン、ビジネスプラン

2.適用期間

適用期間は、2023年2月1日使用分から2023年10月31日使用分までといたします。

（政府ウェブサイト等の適用例では、毎月の料金算定期間が検針日*区切の例となっており、1月の検針日から10月の検針日前日となっておりますが、弊社では、料金算定期間が毎月1日から末日となっていることから、上記期間となります。なお、適用期間の合計においては、政府支援の適用例と同一となります。）

*検針日：各地域送配電事業者が月中に電気メーターを検針する日

3.適用方法及び値引き単価

(1)適用方法

お客様の電気料金について、ひと月の使用電力量に対して、下記の値引き単価を適用して算定いたします。値引き額については、毎月MYページまたは郵送にてご提示しております「電気料金・使用量のお知らせ」に記載いたします。2023年2月分の「電気料金・使用量のお知らせ」より、値引きを適用開始いたします（2023年4月10日ご案内予定）。

(2)値引き単価

2023年2月分から2023年9月分まで：7円/kWh、2023年10月分：3.5円/kWh

※適用期間や値引き単価については、国が定める条件に変更があった場合、応じて変更となる可能性がございます。

以上

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関するお問合せ先：

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口

特設サイト：<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【フリーダイヤル】0120-013-305 【受付時間】9:00-17:00（年末年始を除く）

弊社サービスや値引き方法に関するお問い合わせ先：出光興産「電気お客様センター」

【フリーダイヤル】0120-033-364 【受付時間】9:00-17:30（12月29日から1月3日を除く）